

分類	感染症名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、および特定鳥インフルエンザ、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後、5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風しん	発しんがすべて消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※	学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

※その他の感染症とは、学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば学校長が学校医（主治医）の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。出席停止を指示するかどうかは感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様などを考慮の上、判断します。

<例> 流行性嘔吐下痢症、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ など

☆罹患された際は、学校に報告いただき、登校の際に感染証明書または、治癒報告書の提出をお願いいたします。

（新型コロナ、インフルエンザはそれぞれ「感染証明書」を、その他は「感染症治癒報告書」をご利用ください）

いずれも、受診したことのわかる薬の説明書きのコピーや治療明細などのコピーを添付してください。

（受診した日にち、氏名等が明らかなもの）